

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁救急救助課長

救急隊員の行う心肺蘇生法等について

救急隊員の行う心肺蘇生法等（人工呼吸法及び心肺蘇生法）については、「救急隊員の行う心肺蘇生法等について（平成14年4月8日付け消防救第65号各都道府県消防防災主管部長あて消防庁救急救助課長通知）」に示された「心肺蘇生法等の実施要領について」にのっとり、実施されているところです。

今般、厚生労働省に設置された「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」の報告書（平成16年7月1日）で示された方針により、（財）日本救急医療財団に設置された心肺蘇生法委員会から「救急蘇生法の指針」に電氣的除細動が加えられた新指針が示されました。

消防庁では、応急手当普及啓発推進検討会において、新指針で示された内容を踏まえ、併せて、救急救命士を除いた救急隊員の行う心肺蘇生法等について検討を重ね、この度中間報告がまとめられたことから、その内容を踏まえ、[別紙](#)のとおり救急隊員の行う心肺蘇生法等の実施要領を定めましたので、下記事項に十分留意の上、円滑な実施が図られるよう貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願います。

記

1. 改正後の「救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領」は、別紙のとおりであり、実施に当たっては、十分に教育訓練を実施すること。特に自動体外式除細動器を使用する場合には、各都道府県・地域メディカルコントロール協議会で定められたプロトコールに基づき実施できるよう、所要の講習を受講すること。なお、従来の心肺蘇生法が否定されるものではないことに留意されたい。
2. 各メディカルコントロール協議会と連携を密にし、除細動実施症例の事後検証、オンラインでの救急隊員への指導・助言体制の確立等に努めること。
3. 救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士をいう）の資格を有する救急隊員は、この実施要領にかかげるもののほか、救急救命士法に定めるところにより、心肺蘇生を行うこと。